

堺市財政局公用車広告募集要領

令和7年4月

堺市

目 次

堺市財政局公用車広告募集要領

ページ

1 目的	1
2 日程	1
3 申込者の資格要件	1～2
4 広告を募集する車両	2
5 広告の掲載期間	2
6 掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料	2～3
7 広告の掲載基準等	3
8 広告の掲載方法	3
9 申込方法	3～5
10 広告主の決定から広告掲載に至るまで	5～6
11 広告掲載の決定の取消し	6
12 広告主の責任	6
13 費用負担	6
14 広告掲載の取下げ	6
15 広告内容の変更手続き	6
16 広告の撤去	7
堺市公用車広告掲載契約書（案）	8～13
公用車広告のイメージ図	14
堺市広告掲載要綱	15～16
堺市広告掲載基準	17～19

堺市財政局公用車広告募集要領

1 目的

この募集要領は、財政局が管理する公用車（以下、「公用車」という。）に広告を有料で掲載することに関して、堺市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び堺市広告掲載基準（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。公用車への広告掲載を申込みされる方（以下、「申込者」という。）は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2 日程

項目	期限、期間等
1 申込受付	令和9年3月31日（水）まで
2 広告掲載の決定	申込書提出から2週間程度
3 契約締結の手続き	上記2から2週間以内
4 屋外広告物許可申請の手続き	上記2から2週間以内 ※屋外広告物許可には申請から許可まで2週間程度要します
5 広告掲載料の納入	掲載希望日の前日まで
6 広告（マグネットシート）、 屋外広告物許可関係書類等の提出	掲載希望日の前日まで
7 広告掲載期間	令和7年7月1日（火）から令和9年6月30日（水）まで （1ヶ月単位から申込み可能）

※上表記載の日は、土曜日、日曜日、国民の祝日等を除きます。

※やむを得ない事情により提出期限延長などの対応を取ることがあります。

※申込書のご提出から最短6週間程度で掲載を開始することができます。

（令和7年7月1日（火）から掲載開始する場合は、令和7年5月15日（木）までを目途に申込書を提出してください。）

3 申込者の資格要件

（1）1年以上営業を行っている個人、法人等で、その業務内容が明確な者

※この募集は、自ら直接行う事業の広告を募集するものです。

（2）次に該当する方は、申込みすることができません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納がある者

エ 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税があります。

なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

※堺市公用車広告掲載申込書提出日以前に納期がある全ての市税を対象とします。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下、「暴力団密接関係者」という。）

カ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

4 広告を募集する車両

車種	車体の色	募集台数	年間走行距離	年間走行日数
軽貨物（バン）自動車	白	22台	約6,700km	約240日

※年間走行距離・走行日数は令和5年度実績の平均です。記載の数値を必ずしも保証するものではありません。（車検等による整備・修理のため、年間走行距離・走行日数が少なくなる場合があります。）

※車両は、いずれも堺市役所本庁舎を起点として、主に堺市内を走行します。

5 広告の掲載期間

（1）掲載期間は、令和7年7月1日（火）から令和9年6月30日（水）までの最長2年間とし、1か月単位から申込みが可能です。

（2）申込台数に空きがある場合は、本市と再契約の締結を行うことで、掲載期間の更新をすることができます。

※広告の掲載開始日は、月の初日とします。ただし、月の初日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は直後の開庁日とします。

※広告の掲載終了日は、月の最終日とします。ただし、最終日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は直前の開庁日とします。

※広告主の事情により掲載開始日又は掲載終了日が月の途中になった場合であっても、掲載期間は1か月とします。

※掲載期間には、本市における広告の貼付作業及び撤去作業の期間を含みます。作業には、屋外広告物許可申請に係る添付用写真の撮影、広告撤去後の洗車等を含みます。

※掲載期間中、公用車の買い替え・廃車等により広告掲載ができない場合、代替車への貼替え又は広告料の還付等を行います。

6 掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料

（1）掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料

掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ（最大寸法）		広告掲載料 1台（月額・消費税及び 地方消費税相当額込）
		縦（cm以内）	横（cm以内）	
両側前席部ドア	2枚	55	55	3,300円
後部背面ドア	1枚	30	50	

※素材はマグネットシートとし、マグネット部分の厚さを0.8mm以上、1.0mm以下のものとしてください。

※広告に「有料広告」を表示してください。

※掲載期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、消費税額及び地方消費

税相当額は変動後の税率により計算するものとします。

(2) 広告掲載料の納付

広告掲載料は掲載期間月数分を一括全額納付とします。ただし、1年以上の広告掲載の決定を受けた者については、2回に分けて納付していただきます。なお、掲載期間に応じた広告掲載料の納付を確認するまで、広告掲載は行いません。

(3) 広告掲載料の不還付

納付された広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載の開始又は継続ができない場合は除きます。

7 広告の掲載基準等

要綱及び基準（本募集要領に別添していますので参照ください。）に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しません。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者が読むことができないもの
- (2) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの
- (3) 広告主の名称及び電話番号が明記されていないもの

8 広告の掲載方法

- (1) 広告の公用車への掲載は、取りはずしが可能なマグネットシートを公用車本体に貼り付ける方法とします。ただし、マグネットシートの落下、盗難等の防止のため、四隅を両面テープで固定します。
- (2) 広告の掲載及び撤去にあたっては、広告主と協議のうえ、公用車の使用に支障が生じない作業日時を決定するものとします。
- (3) 広告（マグネットシート）は、本市から広告掲載決定の通知を受けた後、広告主がその負担により製作し、掲載開始日までに提出していただきます。
- (4) 行き先等により職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取りはずす場合があります。
- (5) 代替車両に広告主の広告を掲載する場合があります。
- (6) 広告のマグネットシートの他、選挙の投票、その他本市の事務事業の啓発等のために本市のマグネットシート等を車体の後部スライドドア側面等に掲載する場合があります。

9 申込方法

申込者は、堺市公用車広告掲載申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印し、受付場所まで簡易書留等による郵送又は直接持参の上、提出してください。

また、本市の登録業者は電子申請も可能です。

広告掲載の申込台数に制限はありません。ただし、車両を選択することはできません。

(1) 申込受付

受付期間	令和9年3月31日（水）まで 申込合計台数が募集台数となるまで、随時、受け付けます。 <u>事前に、空き状況および手続き等の日程について財産活用課までお問い合わせください。</u>
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締め切ります。同日に受けた申込みは同順位として取り

	扱います。同日内に空き枠数を越えた申込みがあった場合は、抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、午後5時30分までとします。（午後5時30分より後に受領した申込書は翌開庁日の午後5時30分までに受領した申込書と同順となります。）
受付時間	午前9時00分から正午まで 午後0時45分から午後5時30分まで
受付場所 お問い合わせ先	堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館4階 財産活用課 活用係 TEL：072-228-7409（直通）

- ・郵便事情、交通事情その他の理由により、申込期間内に書類の到達又は提出がない場合、受け付けません。
- ・提出された書類に不備、記入漏れ、押印（訂正印）漏れ等があった場合、本市から申込書記載の連絡先に連絡しますが、申込期間内に必要とする書類の提出がないときは、受け付けません。

（2）応募書類

様式は堺市ホームページ、電子申請システムからダウンロードできます。

個人 ↓	法人 ↓	登録業者 ↓	ア ●印がついた書類が必要です。 イ 提出部数は、⑤広告原稿案が2部、その他は各1部です。 ウ 個人と法人とで異なりますので、ご注意ください。		
			提出書類		
			No.	書類名	注意事項
●	●	●	①	堺市公用車広告掲載申込書	・日付は、記入日又は提出日を記入してください。 ・本市の登録業者は電子申請での受付も可能です。
●	●	●	②	申込者の事業（会社）概要	・会社のパンフレット等。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須です。（補記可。）
●			③	誓約書（個人用）	・日付は、①堺市公用車広告掲載申込書と同じ日を記入してください。
	●	●	④	誓約書（法人用）	・日付は、①堺市公用車広告掲載申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、各役員の住民登録地を記入してください。 ・本市の外郭団体は、提出不要です。
●	●	●	⑤	広告原稿案	・カラーでA4サイズに縮小したもの ・「7 広告の掲載基準等」を参照のうえ、2部作成してください。 ・ <u>有料広告</u> の文字を表示してください。
	●		⑥	履歴（現在）事項全部証明書	・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。 ・本市の登録業者は、提出不要です。
●	●		⑦	印鑑（登録）証明書	
●			⑧	税務署発行の納税証明書（その3の2）	
	●		⑨	税務署発行の納税証明書（その3の3）	・書類提出時点で発行後、1か月以内の原本に限ります。 ・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書が必要です。 ・本市の登録業者は、提出不要です。

※電子申請の場合、誓約書については郵送か窓口での提出が必要です。

(3) 留意事項

- ア 申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、本申込みに係る権限を有する者を堺市公用車広告掲載申込書の申込者欄に記入してください。
- イ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。
- ウ 誓約書の提出後（契約締結に至った場合は、掲載期間中を含む。）、記入内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入した誓約書を再度提出してください。
- エ 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。
「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」
- オ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可。）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者としての資格要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。
- カ 提出書類の返却は、行いません。
- キ 申込者に関する情報については、空き状況を除き、一切回答することができませんのでご了承ください。

(4) 個人情報の扱い

提出書類に記載の個人情報は、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会に使用します。

10 広告主の決定から広告掲載に至るまで

- (1) 本市で申込者からの提出書類を先着順に受付を行い、提出書類の内容が要綱、基準及び本募集要領（以下、「要綱等」という。）に適合しているかどうか審査を行います。
- (2) 申込書提出から2週間程度で、申込者に対し堺市公用車広告掲載決定通知書又は堺市公用車広告非掲載決定通知書により審査の結果を郵送で通知します。なお、決定の順位は受付順とします。
※申込台数が募集台数を超える場合は、提出書類が要綱等に適合している場合であっても、受付順により広告非掲載決定を行うことがありますので、ご了承ください。
- (3) (2) の通知とあわせて堺市公用車広告掲載契約書（2部）及び堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）に基づく許可申請書類を郵送いたします。
- (4) 広告主は、(3) の書類を受けましたら、2週間以内に堺市公用車広告掲載契約書（「乙」欄に記名押印したもの）を財産活用課に提出してください。また、都市景観室（高層館16階）に屋外広告物許可申請の手続きを行ってください。許可申請手数料（マグネットシート1枚につき250円。公用車1台あたり、マグネットシート3枚で750円。）は、広告主の負担とします。契約を更新する場合についても、再度、屋外広告物許可申請の手続きを行い、許可を受ける必要があります。
- (5) 後日、財産活用課より堺市公用車広告掲載契約書及び広告掲載料の納入通知書をお渡しします。広告掲載料は、掲載希望日の前日までに納付してください。
- (6) 広告主は、掲載希望日の前日までに都市景観室から交付された屋外広告物許可通知書及び許可証シールとともにマグネットシート、納入通知書（領収印が押印されたもの）を財産活用課に提

出してください。屋外広告物許可通知書及び納入通知書は、コピー後原本を返却いたします。なお、マグネットシートについては、提出された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主に広告の修正をしていただきます。

1 1 広告掲載の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。

ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき

イ 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき

ウ 要綱等に反すると認められるとき

エ 広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

オ 前各号に掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でないと判断したとき

(2) (1) のイからオに該当して取り消した場合、6 (3) のとおり納付された広告掲載料は還付しません。また、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

1 2 広告主の責任

(1) 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

(2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決するものとします。本市は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負いません。

1 3 費用負担

天災、その他不可抗力による場合（自然劣化を含む。）を除き、広告の掲載期間中に本市の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、本市が広告を現状に復し、又はその損害を賠償するものとします。（第三者により広告が盗難された場合、本市は責めを負いません。）

1 4 広告掲載の取下げ

広告の掲載期間を令和7年7月1日から2年間とする契約を締結した広告主は令和8年5月31日までに本市に書面で申し出ることにより、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間の広告掲載を取り下げることができます。

1 5 広告内容の変更手続き

(1) 広告内容を変更しようとする広告主（以下、「申出者」という。）は、変更する広告の原稿案を2部添付して、堺市公用車広告内容変更申出書を提出してください。

(2) 本市で変更する広告原稿案について要綱等に適合しているかどうか審査します。広告原稿案が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申出者において修正した後、審査を行います。

(3) 審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合していると認められ、変更が可能なときは、堺市公用車広告内容変更承認通知書を申出者に通知します。

(4) 申出者は、(3) の広告内容変更承認の通知を受けましたら、速やかに屋外広告物変更許可申請の手続きを行い、許可を受けてください。許可申請手数料は、広告主の負担とします。

16 広告の撤去

広告の掲載期間が終了するとき、11（1）により広告掲載の決定が取り消されたとき又は14の広告掲載の取下げがあったときは、本市において公用車から広告を撤去します。

堺市公用車広告掲載契約書（案）【掲載期間が令和7年7月1日から1年の場合】

堺市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する公用車に対する広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、堺市広告掲載要綱（平成24年制定、以下「要綱」という。）、堺市広告掲載基準（平成24年制定、以下「基準」という。）、堺市財政局公用車広告募集要領（以下、「要領」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（掲載車両、掲載位置、広告の規格等）

第2条 甲は、管理する次の公用車（以下「車両」という。）に乙が製作する広告を掲載するものとする。

- | | | |
|----------------|------------------------------------|-------------|
| (1) 掲載車両 | 軽貨物自動車 | ●台 |
| (2) 掲載位置 | 前席部ドア両側（2面）及び背面ドア（1面）の3か所 | |
| (3) 広告の素材 | マグネットシート（マグネット部分の厚さ0.8mm以上1.0mm以下） | |
| (4) 広告の大きさ（最大） | 前席両側ドア部分 | 縦55cm×横55cm |
| | 背面ドア部分 | 縦30cm×横50cm |

（広告の製作）

第3条 広告（マグネットシート）は、乙がその負担により製作し、掲載期間の初日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が、基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

（広告料及び支払方法）

第5条 当該物件の広告料は、年額金 円とする。但し、初年度分（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。）に係る広告料は、金●●●, ●●●円とする。

2 乙は、前項の広告料を令和7年6月30日までに、甲の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。

3 第1項の広告料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金●●●●●円を含むものとする。

4 消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、改正以降における消費税及び地方消費税相当額等は変動後の税率により計算するものとする。

（基準等）

第6条 甲は、要綱第4条及び基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告を掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者から読むことができないもの
- (2) 奇抜なデザイン、色彩等により良好な景観、風致を害するもの
- (3) 光を反射する広告素材等により、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの

2 乙は、広告の責任の所在を明確にするため、乙の名称及び電話番号を必ず、明記するものとする。

3 乙は、広告に「有料広告」の表示を入れ、広告を掲載するものとする。

(乙の責任)

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除し、以後の広告を中止するものとする。

(1) 指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき。

(2) 甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 乙において、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、要領及び本契約に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

3 甲は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しない。

(広告料の還付)

第10条 甲は、乙が納付した広告料は、返還しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により本契約を解除したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による広告のき損、遺失又は破損により掲載することができなくなったとき。

2 前項但し書きの規定により返還する広告料は、掲載期間の残りの月数に応じて算出する。但し、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（1円未満の端数を切り捨てた額。）とする。

3 前項の規定により返還する広告料には利子は付さない。

(広告の撤去)

第11条 甲は、第4条第1項に規定する掲載期間が満了するとき、又は、第9条第1項又は第2項の規定により広告掲載の決定の取り消し、又は本契約を解除したときは、広告を撤去するものとする。

(広告の修復)

第12条 広告がき損、遺失又は破損したときは、乙が再度、広告を製作し、甲に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により、乙が再度、広告を製作したときは、甲乙協議の上、広告の製作費用として認めた経費を甲が負担するものとする。

3 第三者による広告の盗難については、乙が再度、広告を製作し、甲に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第 13 条 乙は、第 3 条により甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告の原稿を 2 部添付した堺市公用車広告内容変更申出書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原稿案の修正については、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

3 甲は、第 1 項の申出に対し、変更が可能な場合は、乙に対し堺市公用車広告内容変更承認通知書により通知するものとする。

(堺市屋外広告物条例の許可)

第 14 条 乙は、広告掲載に際し、堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）による許可を受けるものとし、許可申請手数料は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第 15 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 (印)
登録番号 T3000020271403

「乙」 所 在 地 (住所)
商号又は名称 (氏名)
代表者職氏名 (印)

堺市公用車広告掲載契約書（案）【掲載期間が令和7年7月1日から2年の場合】

堺市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する公用車に対する広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、堺市広告掲載要綱（平成24年制定、以下「要綱」という。）、堺市広告掲載基準（平成24年制定、以下「基準」という。）、堺市財政局公用車広告募集要領（以下、「要領」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（掲載車両、掲載位置、広告の規格等）

第2条 甲は、管理する次の公用車（以下「車両」という。）に乙が製作する広告を掲載するものとする。

- | | | |
|----------------|------------------------------------|-------------|
| (1) 掲載車両 | 軽貨物自動車 | ●台 |
| (2) 掲載位置 | 前席部ドア両側（2面）及び背面ドア（1面）の3か所 | |
| (3) 広告の素材 | マグネットシート（マグネット部分の厚さ0.8mm以上1.0mm以下） | |
| (4) 広告の大きさ（最大） | 前席両側ドア部分 | 縦55cm×横55cm |
| | 背面ドア部分 | 縦30cm×横50cm |

（広告の製作）

第3条 広告（マグネットシート）は、乙がその負担により製作し、掲載期間の初日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が、基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

（広告料及び支払方法）

第5条 当該物件の広告料は、年額金 円とする。但し、初年度分（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。）に係る広告料は、金●●●, ●●●円とする。

2 乙は、前項の広告料について、その1年分を令和7年6月30日及び令和8年6月30日までに、甲の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。

3 第1項の広告料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金●●●●●円を含むものとする。

4 消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、改正以降における消費税及び地方消費税相当額等は変動後の税率により計算するものとする。

（基準等）

第6条 甲は、要綱第4条及び基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告を掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者から読むことができないもの
- (2) 奇抜なデザイン、色彩等により良好な景観、風致を害するもの
- (3) 光を反射する広告素材等により、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの

2 乙は、広告の責任の所在を明確にするため、乙の名称及び電話番号を必ず、明記するものとする。

3 乙は、広告に「有料広告」の表示を入れ、広告を掲載するものとする。

(乙の責任)

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除し、以後の広告を中止するものとする。

(1) 指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき。

(2) 甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 乙において、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、要領及び本契約に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

3 甲は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しない。

(広告の取下げ)

第10条 乙は、令和8年5月31日までに甲に書面で申し出ることにより、令和8年7月1日から1年間の広告掲載を取り下げることができる。

(広告料の還付)

第11条 甲は、乙が納付した広告料は、返還しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第9条第2項の規定により本契約を解除したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による広告のき損、遺失又は破損により掲載することができなくなったとき。

2 前項但し書きの規定により返還する広告料は、掲載期間の残りの月数に応じて算出する。但し、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（1円未満の端数を切り捨てた額。）とする。

3 前項の規定により返還する広告料には利子は付さない。

(広告の撤去)

第12条 甲は、第4条第1項に規定する掲載期間が満了するとき、第9条第1項又は第2項の規定により広告掲載の決定の取り消し、又は本契約を解除したとき、乙から第10条に規定する広告掲載の取下げがあったときは、広告を撤去するものとする。

(広告の修復)

第13条 広告がき損、遺失又は破損したときは、乙が再度、広告を製作し、甲に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により、乙が再度、広告を製作したときは、甲乙協議の上、広告の製作費用として認めた経費を甲が負担するものとする。

3 第三者による広告の盗難については、乙が再度、広告を製作し、甲に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第14条 乙は、第3条により甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告の原稿を2部添付した堺市公用車広告内容変更申出書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原稿案の修正については、第3条第2項の規定を準用する。

3 甲は、第1項の申出に対し、変更が可能な場合は、乙に対し堺市公用車広告内容変更承認通知書により通知するものとする。

(堺市屋外広告物条例の許可)

第15条 乙は、広告掲載に際し、堺市屋外広告物条例(平成7年条例第38号)による許可を受けるものとし、許可申請手数料は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 (印)
登録番号 T3000020271403

「乙」 所 在 地 (住所)
商号又は名称 (氏名)
代表者職氏名 (印)

公用車広告のイメージ図

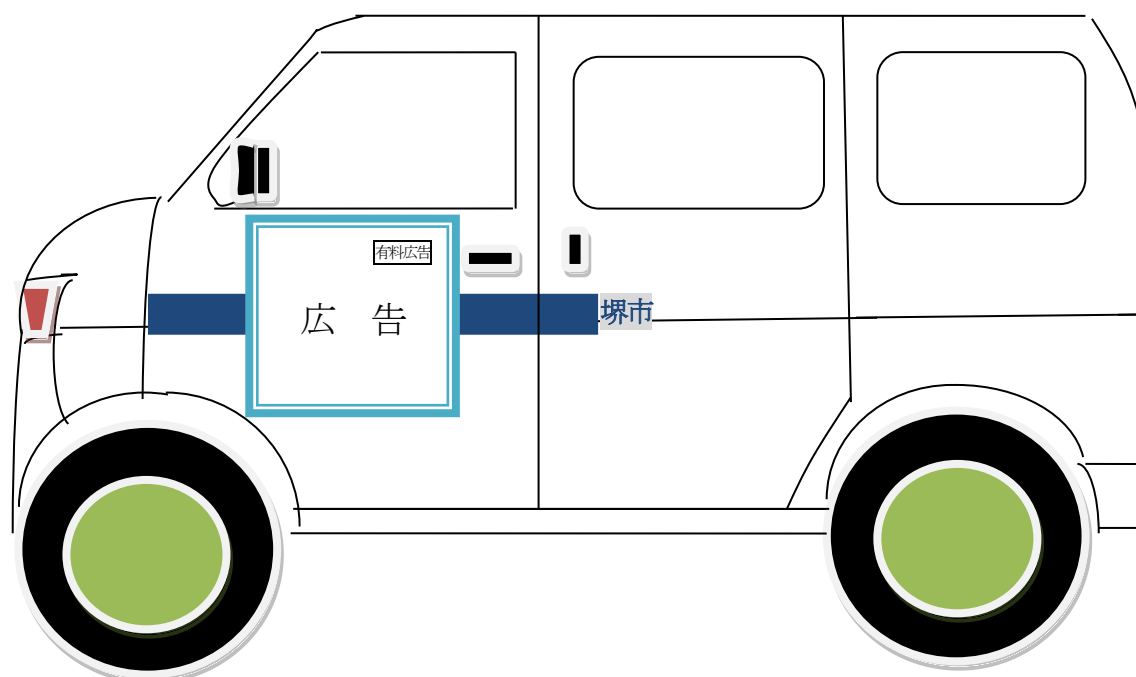
【前席部ドア部分両側】

マグネットシートの大きさ

縦55cm以内×横55cm以内

マグネットシートのマグネット部分の厚さ

0.8mm以上、1.0mm以下



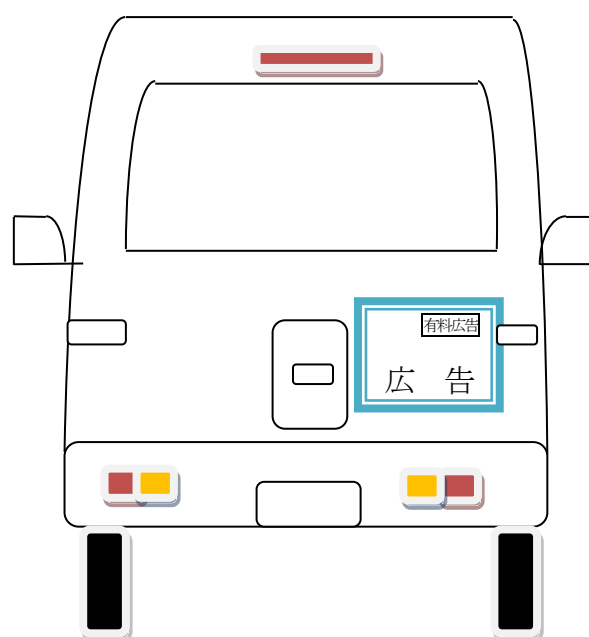
【背面ドア部分】

マグネットシートの大きさ

縦30cm以内×横50cm以内

マグネットシートのマグネット部分の厚さ

0.8mm以上、1.0mm以下



堺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行財政・構造改革担当課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
- イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
- エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
 - 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
 - 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
- (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
- (4) その他の表示の基準
 - ア 割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。

お問い合わせ先

堺市 財政局 財政部 財産活用課 活用係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 本館4階

電話番号（直通） 072-228-7409

ファックス番号 072-228-7856

メールアドレス zaikatsu@city.sakai.lg.jp

▶堺市ホームページ (<http://www.city.sakai.lg.jp/>) から閲覧する場合は、次の順にクリックしてください。

トップページ上部の「産業・ビジネス」

⇒「入札・契約・公売」

⇒「公売・公募」

⇒「広告その他情報」